

第12回農業委員会定例会(議事録)

1 日 時 令和4年12月27日(火) 午後 2時00分  
午後 2時40分

2 場 所 竹原市民館2階 第2・第3会議室

3 出席農業委員 1 石本委員, 2 山元委員, 3 祐本委員, 4 宮崎委員, 5 渡橋委員  
6 赤坂委員, 7 土居委員

欠席農業委員

推進委員 大藤推進委員, 建山推進委員, 半田推進委員, 西原推進委員,  
沖野推進委員, 岡田推進委員, 土居推進委員, 須賀推進委員,  
西野推進委員, 大木推進委員, 亀田推進委員, 山本推進委員,  
佐伯推進委員

4 説明員 木原係長, 鳥本専門員, 小池主事

5 審議案件

議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第55号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第56号 農用地利用配分計画原案の協議について  
議案第57号 非農地証明申請について  
報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和4年第12回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、5番渡橋委員を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第1、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、忠海町字東谷2660番1、2662番1、2663番、2666番、2705番、の計5筆、地目はいずれも畑、面積は計496㎡です。</p> <p>申請の事由は、農業経営を拡大するために申請されたものです。</p> <p>営農計画はみかん、レモン、栗、柿、さつまいも、じゃがいもを作付けする予定です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った佐伯推進委員から補足説明をお願いします。</p>
佐伯 推進委員	<p>申請地は、JR安芸長浜駅から東へ約800m付近にあります。</p> <p>現地確認したところ、耕作可能な農地でした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に日程第2、議案第53号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の2ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、吉名町字久保原3250番1、3251番1の計2筆、地目はいずれも田、面積は計815㎡です。</p> <p>土壌改良に伴い、土地の造成をするため、一時転用申請するものです。</p> <p>既に土地の造成に着手していたため、所有者から始末書の提出を受けており、所有者は深く反省し、今後は関係法令を順守する旨誓約されております。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。</p>

大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから南西へ約 1,200m 付近にあります。 現地確認したところ、既に土地の造成がおこなわれていました。 説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第 3, 議案第 5 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」 を議題といたします。1 番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の 3 ページ, 参考資料の 3 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、下野町字小井手 3264 番 2 (仮換地 9 街区 4-4 画地, 4-5 画地, 4-6 画地), の 1 筆, 地目は田, 面積は 178 m <sup>2</sup> (換地後の面積は計 162.32 m <sup>2</sup> ) です。 当該農地は、区画整理区域内にあるため、転用後も地目が宅地とならず, 農地のままになっているために、転用許可が必要となるものです。 自己住宅の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、区画整理区域内にある第 3 種農地 です。説明は以上です。
議長	現地確認を行った土居推進委員から補足説明をお願いします。
土居 推進委員	申請地は、竹原市役所から北へ約 900m 付近にあります。 現地確認時、既に住宅が建築されていました。 説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 2 番について事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の3ページ、参考資料の4ページをご覧ください。</p> <p>2番の申請地は、西野町字国広9番1, 10番7, 17番2, 18番3, 21番1, 22番の計6筆、地目はいずれも田、面積は計2,495.02㎡です。</p> <p>建売住宅用地、駐車場及び進入路の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った西原推進委員から補足説明をお願いします。</p>
西原 推進委員	<p>申請地は、荘野小学校から南へ約200m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第4、議案第55号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の4ページ、参考資料の5ページをご覧ください。</p> <p>本議案は、「農用地利用集積計画の決定について」となっております。</p> <p>今回利用権設定の申出があった案件の面積は2,578㎡、対象人員は、貸し手が2人、借り手が1団体です。</p> <p>内容につきましては、参考資料5ページのとおりとなっております。</p> <p>本議案が可決の場合、令和5年1月4日付けで、公告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 5 5 号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に日程第 5，議案第 5 6 号「農用地利用配分計画原案の協議について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の 5 ページ，参考資料の 6 ページをご覧ください。</p> <p>本議案は，令和 4 年 12 月 9 日付けで，竹原市長から農用地利用配分計画原案について農業委員会の意見を求められたものです。</p> <p>今回配分計画の協議があった案件の面積は 2,578 m<sup>2</sup>，対象人員は，貸し手が 1 団体，借り手が 1 団体です。</p> <p>内容につきましては，参考資料 6 ページのとおりとなっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，異議がない旨回答することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	<p>異議なしと認めます。よって，議案第 5 6 号「農用地利用配分計画原案の協議について」は異議がない旨，竹原市長に回答するよう決定いたします。</p> <p>次に日程第 6，議案第 5 7 号「非農地証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の 6 ページ，参考資料の 7 ページをご覧ください。</p> <p>1 番の申請地は，竹原町字下新開 3509 番 1 の 1 筆，地目は田，面積は 93 m<sup>2</sup>です。</p> <p>現在入居者はいないものの，昭和 56 年頃から現在に至るまで賃貸住宅用地として使用されており，地目変更登記を行うために申請されたものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり，第 3 種農地です。説明は以上です。</p>
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	<p>申請地は，竹原市役所から北へ約 250m 付近にあります。</p> <p>現地確認時，既に住宅が建築されていました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。

	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。次に日程第7，報告第19号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の7ページ，参考資料の8～9ページをご覧ください。 令和4年11月に農業委員会に届出のあった件数，筆数，面積について報告いたします。 件数は3件，筆数は田14筆，面積は計5,912㎡の届出がありました。 詳細につきましては参考資料の8～9ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き，事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局員	○令和5年の予定表について ○委員改選について
議 長	以上をもちまして，令和4年第12回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

令和4年12月27日

議 長 祐本 征武

署名委員 渡橋 昭二郎